

ESG マネジメントサポートサービス（無償トライアル版） 利用規約

本規約は、株式会社日立製作所（以下「当社」といいます。）が提供する「ESG マネジメントサポートサービス」の無償トライアル版について、その利用を希望する法人又は団体（以下「利用者」といいます。）との間で、次の契約条項のとおり契約関係（以下「本契約」といいます。）を定めるものです。

契約条項

（定義）

第1条 本規約で用いる用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- （1）「本サービス」とは、当社が無償で提供する ESG マネジメントサポートサービスのトライアル版のことをいいます。
- （2）「サービス仕様書」とは、本規約に添付された、当社が利用者に提供するサービスの具体的な内容、提供条件、作業分担その他特記事項を定める仕様書をいいます。
- （3）「申請書」とは、利用者が当社へ提出する、本サービス利用のための必要事項を記載する当社所定の ESG マネジメントサポートサービス利用申請書をいいます。
- （4）「利用者の設備」とは、利用者が、本サービスを利用するために利用者が所有又は占有する電子計算機、通信機器、その他のハードウェア及び OS、ミドルウェア、アプリケーションソフトウェアその他のソフトウェアをいいます。
- （5）「当社の設備」とは、当社が、本サービスを提供するために、当社の指定する場所に設置する電子計算機、通信機器、その他のハードウェア及び OS、ミドルウェア、アプリケーションソフトウェアその他のソフトウェアをいいます。
- （6）「アクセス回線」とは、本サービスを利用するために、利用者の設備と当社の設備を接続する目的で利用者が使用する電気通信回線をいいます。
- （7）「利用者データ」とは、利用者又はユーザが本サービスを通じて蓄積した、アカウント情報や業務データ、利用者の利用する OS・ブラウザの種類、インターネット接続状況、アカウント等の利用状況、利用者による本サービスの利用状況等に関するログ情報、その他すべてのデータ（対象個人情報を除きます。）をいいます。
- （8）「アカウント情報」とは、ユーザ ID、パスワードその他本サービスを利用するために利用者が必要な情報をいいます。
- （9）「対象個人情報」とは、ユーザの氏名及び E メールアドレス等の個人情報をいいます。
- （10）「ユーザ」とは、利用者に所属する本サービスを利用する個人をいいます。
- （11）「管理者」とは、申請書に記載された、本サービスを利用するために必要なアカウント情報を保有するユーザをいいます。
- （12）「第三者サービス」とは、当社が本サービスを提供するうえで必要となる、第三者が提供する当社責任範囲外のサービスをいいます。
- （13）「不可抗力」とは、地震、台風、津波、火山の噴火その他の天災地変、戦争、暴動、テロ行為、放射能汚染、鳥インフルエンザ・SARS・新型コロナウイルス（COVID-19）等の感染症、疾病、法令等の制定又は改廃、政府等の公権力による行為、争議行為、エネルギー（電力、石油、ガス等）又は工業用水の供給不足、公共交通の使

用不能、道路その他の交通施設等の使用不能等をいいます。

(本契約の趣旨等)

- 第2条 当社は、利用者に対して、本規約及びサービス仕様書に従い本サービスを無償で提供します。
2. 本サービスの詳細は、サービス仕様書に定めるとおりとします。
 3. 本サービスの提供区域は、サービス仕様書で特に定める場合を除き、日本国内に限定されます。
 4. 本規約及びサービス仕様書の内容に異なる定めがある場合、サービス仕様書、本規約の順に優先します。

(本契約の成立)

- 第3条 当社と利用者との間において、本規約は本契約の内容となり、利用者は、本サービスを利用するに当たり、本規約の全ての内容に同意した上で、当社に対して申請書を提出します。当社は、当社所定の基準により申請書に記載された申込の可否を検討し、当該申込を承諾する場合、その旨利用者へ通知します。当該承諾をもって、当社と利用者との間で、本契約が成立します。
2. 利用者は、本規約を遵守して本サービスを利用し、本規約に同意できない場合、本サービスを利用することはできません。

(本規約の変更)

- 第4条 当社は、当社が必要と認めた場合、本規約の内容を変更することができます。
2. 本規約を変更する場合、当社は、利用者へ通知することによって、予め変更後の本規約の内容及び効力発生時期を周知します。この場合において、通知で指定された効力発生日以後に、利用者が異議なく本サービスの利用を継続するときは、変更後の本規約に同意したものとみなされます。
 3. 前項にかかわらず、法令上利用者の同意が必要となる変更を行う場合、当社が適当と判断した方法によって利用者の同意を取得します。

(利用期間と利用人数)

- 第5条 本サービスの利用期間は、申請書記載のご利用開始希望日から1ヵ月とします。ただし、両社の合意がとれた場合に限り、最大3ヵ月まで延長可能です。
2. 本サービスのユーザ数は最大10名とします。

(利用者の準備)

- 第6条 利用者は、ご利用開始希望日までに、申請書に必要事項を記載して、当社に提出します。
2. 利用者は、ご利用開始希望日までに、サービス仕様書の定めに従い、本サービスを利用するために必要な利用者の設備及びアクセス回線を準備し、自ら環境設定を行います。なお、利用者の設備に要する費用及びアクセス回線に係る料金は利用者の負担とします。
 3. 利用者の設備の機能若しくは性能上の問題又は電気通信回線の障害によって生じ

た本サービスの利用不能について、当社は何ら責任を負いません。

4. 当社は、アクセス回線につき、これを利用して送受信したデータの完全性、正確性、有用性等に関し、確認、検証の義務その他何らの責任を負わず、また、何らの保証もしません。

(確認テスト)

第7条 当社は、前条第2項に基づく利用者による環境設定の完了後速やかに、利用者に提供する本サービスが正常に稼働し、当社による運用及び管理ができるか否かを検証するための確認テスト（以下「確認テスト」といいます。）を行います。

(本サービス提供開始の確認)

- 第8条 利用者及び当社は、確認テストが終了し、本サービスの提供を開始するに適した状況に達したと判断した場合、所定の手段によりその旨を確認します。当社は、当該確認後、ご利用開始希望日から利用者に対する本サービスの提供を開始します（本サービスの提供が開始される日を、以下「本サービス提供開始日」といいます。）。なお、ご利用開始希望日時点までに当該確認が完了していない場合、当社から利用者へ通知のうえ、新たな本サービス提供開始日を定めます。
2. 利用者は、前項の本サービス提供開始日の前に、本サービスを利用するユーザに対して、本規約の内容を確認及び遵守させます。

(本サービスの利用)

- 第9条 利用者は、前条の本サービス提供開始日以降、本規約及びサービス仕様書の定めに従い、本サービスを利用することができます。
2. 利用者は、ユーザに対してのみ、本サービスを利用させることができます。

(第三者への委託)

- 第10条 当社は、本サービスの遂行を必要に応じ第三者に委託することができます。
2. 前項の定めに従い第三者に本サービスの遂行を委託する場合、当社は、第22条に定める秘密保持に係る義務と同等の義務を、当該第三者に課します。

(サポートサービスの提供)

- 第11条 当社は、利用者に対して、サービス仕様書に従い、本サービスに対するサポートサービスを提供します。サービス窓口、サービス時間その他サポートサービスの詳細は、サービス仕様書に定めます。
2. 当社がサポートサービスの一部として本サービスの利用方法等に関する質問の回答及び助言をする場合、当社の義務は、技術的に解決可能な問い合わせについて当社が合理的と判断する回答を提供することに限られます。

(アカウント情報の取扱い)

第12条 当社は、利用者に対して、本サービスを利用するためのアカウント情報を提供

- します。
2. 利用者は、アカウント情報を第三者に開示、貸与その他方法のいかんを問わず提供してはならず、アカウント情報を漏洩することのないよう厳重に管理します。
 3. 第三者が利用者のアカウント情報を用いて本サービスを利用した場合、当該第三者の行為は利用者の行為とみなします。
 4. アカウント情報の利用者による管理不備、第三者の使用等により利用者又は第三者が損害を被った場合であっても、当社は一切責任を負いません。

(利用者データのバックアップ等)

- 第13条 利用者は、利用者データについて、本サービスの提供に当たり用いられる当社の設備の故障その他の理由による消失に備え、同一のデータをバックアップとして保存するなど、自らの責任及び費用で必要な措置を講じます。
2. 当社は、利用者データの保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負いません。

(禁止事項)

- 第14条 利用者は、本サービスの利用に当たり、次の各号の行為を行いません。
- (1) 当社若しくは第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - (2) 第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (3) 犯罪行為若しくはこれに類する行為、又はそのおそれのある行為
 - (4) 利用者のアカウント情報の第三者への提供その他の方法により、第三者に対して、有償無償を問わず本サービスを利用させる行為
 - (5) 本サービスを第三者に譲渡、貸出、又は担保に供すること、本サービスの使用を第三者に再許諾すること
 - (6) 本サービスのリバース・エンジニアリング、逆コンパイル若しくは逆アセンブル等による解析、又は提供される本サービスのソースコードを引き出す行為
 - (7) 本サービスの一部又は全部と他のソフトウェアとを結合する等の方法により、本サービスを改造又は改変する行為
 - (8) 本サービスにおいて変更してはならない情報を改ざん又は消去する行為
 - (9) 当社又は第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (10) コンピュータウイルス等の有害なコンピュータプログラムを作成、使用、送信又は掲載する行為
 - (11) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのある電子メール（迷惑通信）を送信する行為
 - (12) 当社若しくは第三者の設備、通信若しくは運営に支障を与える行為、又はそのおそれのある行為
 - (13) 法令、条例等に違反する行為若しくは公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為
 - (14) 前各号のほか、当社が本サービスの利用に不相当と判断した行為
2. 当社は、前項各号に定める利用者の行為に対して利用者への事前の通知なしに一時的に利用停止の措置を講じることができます。
 3. 前項の場合において、当社は、利用者への事前の通知なしに違法又は有害な情報の全部又は一部を削除することができます。

4. 前2項の場合において、利用者に損害が発生したときであっても、当社は一切責任を負いません。

(本サービス提供の停止)

第15条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、本サービスの全部又は一部の提供を、利用者への事前の通知なしに停止することができます。

- (1) 不可抗力により当社が本サービスを提供することが困難になったとき。
- (2) 本サービス提供のために必要な当社の設備に保守、工事、障害の対策等が必要なとき。
- (3) 電気通信事業者が電気通信業務を中断・中止したとき。
- (4) 利用者が本規約の各条項に違反したとき。
- (5) 第三者サービスに起因する障害が発生したとき。
- (6) 前5号のほか、利用者の責めに帰すべき事由により当社の本サービス提供に著しい支障を来し、又はそのおそれがあるとき。

2. 前項に基づく本サービスの提供の停止によって利用者に生じた損害について、当社は何ら責任を負いません。

(本サービスの非保証及び当社の免責)

第16条 本サービスは無償で利用者へ提供するものであり、本サービスに機能又は性能上の問題（バグ等）がないことを含め、本サービスに対して当社は何らの保証もせず、利用者が本サービスを利用した結果に関して一切の責任を負いません。また、本サービスに関連して利用者が損害を被った場合、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず、利用者は、当社に対して、当該損害の賠償を請求することができません。

(本サービス内容の変更)

第17条 当社は、本サービスの機能向上等を目的として、当社の裁量により本サービスの内容変更（内容の追加及び削除を含みます。）を行うことができます。この場合、当社は、当該変更後の本サービスについて、変更前の本サービスのすべての機能・性能が維持されることを保証しません。

(本サービスの終了)

第18条 当社は、本サービスの利用期間中であっても、本サービスを終了することができます。

2. 本条に基づく本サービスの終了により利用者に発生した損害について、当社は何ら責任を負いません。

(本サービス提供終了に伴う措置)

第19条 本サービス利用期間を満了したのち、書面又は電子メールの通知をもって本サービスの提供を終了します。

2. 当社は、本サービスの利用期間の終了日以降は、利用者の個別の同意を得ること

なく、本サービスで登録された利用者データをすべて削除することができるものとします。この場合において、利用者データ消去により利用者が生じた損害について、当社は何ら責任を負いません。ただし、サービス利用期間終了日までに両社の合意が取れた場合に限り、環境継続することができます。

(当社による利用者データの利用)

第20条 前条第2項の定めにかかわらず、当社は、自己の同種の情報に対すると同等の注意をもって保持することを条件として、利用者データの全部又は一部を、本契約終了後も保有することができます。

2. 当社は、利用者が本サービスの利用を通じて蓄積した利用者データを取得することができます。また、当社は、当該利用者データを、セキュリティ管理、本サービスの利便性向上、当社の新サービス開発、利用者による本サービスの利用状況の確認その他のサービスの向上に用いる目的に限って利用するものとし、利用者の同意なく当該目的以外の用途で利用しません。
3. 当社は、利用者データを利用者が特定されない態様に加工したうえで、自ら利用し、業種・業態等の区分ごとの比較データ等として第三者に対して開示し、当該第三者に対して利用させることができます。
4. 利用者は、当社に対し、本条の目的に必要な限りで、利用者データの使用及び複製、改変、開示並びにその他一切の態様による使用又は利用が可能な、世界的、無期限、非独占、無償及びサブライセンス可能並びに撤回不能のライセンスを付与し、また、当社のこれら使用又は利用が禁止されないことを確認します。

(参考資料等)

第21条 サービス仕様書に納入物、提出物と記載されたもの（以下「参考資料等」といいます。）を提供する旨の定めがある場合、当社は、これを参考として利用者の希望により利用者に提供するものとします。利用者は、当該参考資料等を利用者の責任と判断の下に使用するものとします。

(秘密情報の取扱い)

第22条 利用者及び当社は、次項に定める方法で、相手方から秘密と指定して開示された情報（以下「秘密情報」といいます。）を、次の各号の定めに従い取り扱います。

- (1) 秘密に保持し、事前に相手方の文書による承諾を得ることなく第三者（第10条の定めに基づき当社が本サービスの遂行を委託する第三者を除きます。）に開示しないこと。
 - (2) 本契約の目的の範囲内でのみ使用、複製及び改変すること。
 - (3) 本契約の終了後速やかに相手方に返却又は自らの責任で消却すること（秘密情報の複製物及び改変物も同様とします。）。
2. 利用者及び当社は、前項に定める秘密情報としての取扱いを要する情報を相手方に開示する場合、次の各号に定める方法でこれを行います。
- (1) 文書で提供するときは、その文書上に「マル秘」「秘密」「Confidential」等秘密である旨を表示して相手方に提供すること。
 - (2) 記録媒体で提供するときは、当該記録媒体の表面上に前号の表示を付すとともに、当該記録媒体に電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつ

ては認識することができない方式をいいます。以下同様とします。)により前号の表示を記録することが技術的に可能な場合は、電磁的方式により前号の表示を記録し、相手方に提供すること。

(3) 口頭で開示するときは、開示の際、当該情報が秘密情報としての取扱いを要するものである旨を相手方に告げ、当該口頭による開示後14日以内に、前2号に定めるいずれかの方法により相手方に提供すること。

3. 本条第1項の定めは、次の各号のいずれかに該当する情報には適用されません。

(1) 相手方から開示される前に既に受領当事者が保有していた情報

(2) 相手方から開示された秘密情報によることなく、受領当事者が独自に開発した情報

(3) 公知の情報

(4) 受領当事者が秘密保持に係る義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

4. 本条第1項及び前項の定めは、本契約の終了後1年間有効に存続します。

(個人情報取扱い)

第23条 利用者は、対象個人情報を、本サービス利用に係る当該ユーザのアカウント情報を発行し本サービスを利用する目的(以下「個人情報利用目的」)のために当社に提供し、当社(本契約に基づく当社の委託先を含みます。)が個人情報利用目的にあたり必要な範囲で対象個人情報を使用、複製及び加工することを許諾します。

2. 当社は、対象個人情報を、個人情報の保護に関する法律に基づいて適切に取り扱うものとし、本契約の終了後直ちに対象個人情報をすべて消却するものとし、

3. 利用者は、利用者の責任と負担において、ユーザの選定及び管理を行うとともに、対象個人情報を適法に収集し、対象個人情報を本サービスにおいて使用、複製及び加工すること及び個人情報利用目的のために当社に開示することにつき、ユーザに対して事前に十分な説明を行い、同意を取得するものとし、

4. 本サービスの提供に関して、ユーザから苦情、クレーム、請求等が寄せられ、又は対象個人との間でトラブル等が発生した場合、利用者の責任で対応するものとし、ただし、当該トラブル等が当社の責めに帰すべき事由により発生した場合は、当社の責任で対応するものとし、

(本サービスの知的財産権)

第24条 本サービス(当社の設備を含みます。)に関する一切の発明、考案、意匠、著作物、ノウハウその他の知的財産及び当該知的財産に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の権利(以下「知的財産権」と総称します。)は、当社又は第三者に帰属します。

(輸出等の処置)

第25条 利用者が、当社から提供を受ける本サービス、参考資料等及び本サービスに係

る技術若しくはソフトウェア（複製物を含み、以下これらを併せて「当社の提供技術等」といいます。）の全部若しくは一部を単独で、又は他の製品と組み合わせ、若しくは他の製品の一部として、直接又は間接に次の各号に該当する取扱いをする場合、利用者は、「外国為替及び外国貿易法」の規制及び米国輸出管理規則等外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続をとります。

- (1) 輸出するとき。
 - (2) 海外へ持ち出すとき。
 - (3) 非居住者へ提供し、又は使用させるとき。
 - (4) 前3号に定めるほか、「外国為替及び外国貿易法」又は外国の輸出関連法規に定めがあるとき。
2. 利用者が本契約の定めに従い当社の提供技術等の全部又は一部を第三者に提供する場合にも、前項の定めが適用されます。

（暴力団等の排除）

第26条 利用者及び当社は、現時点及び将来にわたって、自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、又は確約します。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）であること、又は反社会的勢力であったこと。
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していること。
 - (3) 代表者、責任者又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること。
 - (4) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的をもってするなど反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を図るなど反社会的勢力に利益を供与していると認められる関係を有すること。
 - (6) 反社会的勢力と密接に交際をするなど社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - (7) 暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと。
 - (8) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うこと。
 - (9) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為を行うこと。
2. 利用者及び当社は、自己が本契約の履行のために用いる者（個人か法人かを問わず、数次の取引先等第三者を介して用いる者を含み、以下総称して「履行補助者」といいます。）が前項各号のいずれかに該当した場合、本契約の履行に係る当該履行補助者との契約の解除その他の必要な措置を講じることを確約します。
3. 利用者又は当社が前2項の表明又は確約のいずれかに違反した場合、相手方は通知その他の手続を要しないで、本契約の全部又は一部を解除することができます。この場合において、解除した者は原状回復義務及び相手方に生じた損害を賠償する責任を負わず、また、解除した者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償します。

（契約解除の制限）

第27条 利用者は、本規約に定めがある場合を除き、本契約の全部又は一部を解除することはできません。

(導入事案の公開)

第28条 当社は、利用者からの特段の申し入れのない限り、利用者の会社名を本サービスの無償トライアル実施企業として公開することができます。

(第三者との紛争)

第29条 本サービスの利用に関して、利用者と第三者との間において紛争が生じた場合、利用者の責任と費用負担において解決し、当社は一切の責任を負いません。
2. 前項において、利用者の責めに帰すべき事由により、当社に損害が生じた場合、利用者は当社にその損害について補償します。

(地位承継及び権利義務の譲渡禁止)

第30条 利用者及び当社は、相手方の事前の書面による同意を得ることなく、本契約上の地位を第三者に承継させてはなりません。
2. 利用者及び当社は、相手方の事前の書面による同意を得ることなく、本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、又は担保に供してはなりません。

(存続条項)

第31条 本契約の終了後も第6条第3項、同条第4項、第9条第2項、第12条第4項、第13条第2項、第15条第2項、第14条第4項、第15条第2項、第16条、第18条第2項、第19条乃至第25条、第26条、第28条、第29条、第33条の規定は、有効に存続します。

(法令等の遵守)

第32条 利用者及び当社は、本契約の履行に関し、法令等の定めを遵守します。

(管轄裁判所)

第33条 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理します。

(協議)

第34条 本契約の履行について疑義を生じた事項及び本規約に定めのない事項については、利用者及び当社双方で協議し、円満に解決を図ります。

以上

付則

2023年7月1日 制定